

社会主義法の現在と将来——社会主義的法治国家をめぐる——

V・サヴィーツキー

大江 泰一郎 訳

はじめに——「法治国家」論の昨今

わが国で現在提起されている問題は、何日も時間を頂いてお話ししても尽くせないほどの内容をもっています。しかし、この場では、皆さんの貴重なお時間を拝借して、ごく簡単にその概要をお伝えするように努めたいと思います。

わが国のペレストロイカについては、新聞雑誌にのみならず、テレビなどを通じて直接ソ連人の口からお聞きになったこともおありでしょう。ごく最近、日本ではアカデミー会員のサハロフ博士が発言をしております。歴史学者のアファナシエフ氏も同様の機会を得ました。経済学者のガヴリール・ポポ

フ氏もご存じでしょう。私は、そういった事情をも念頭においた上で、ペレストロイカの法的側面についてお話ししたいと思います。ソ連において現在法律家の関心を引いている主要な問題は、いかに言葉の上だけでなく、事実として社会主義的法治国家を創設するかということです。

一五年ほど前、一九七二から七三年にかけて、私は、社会主義的法治国家について論文を書きました。しかし、当時の雑誌もこの論文を掲載してはくれませんでした。論文公表を拒絶された理由の一つです。つまり、「法治国家」なるものはブルジョア理論であって、われわれはそのようなブルジョア的理念で武装する必要はないということです。ペレストロイ

かの時期に入ってから、西側諸国の経験にたいする態度は変化してきました。資本主義国に存在する価値あるものをすべて摂取しようということになったわけです。こうして私は一九八七年九月に、『ソビエト国家と法』誌に社会主義的法治国家にかんする論文を発表することにこぎつけたのです。その約一年後、一九八八年六月には、第一九回ソ連共産党全連邦協議会において初めて公式に、社会主義的法治国家の創設の必要性が認められるようになったのです。

われわれは、率直に言って、法治国家の理論をまだ本格的に作り上げてはおりません。その大きな作業に取りかかったばかりです。今年、われわれの国家・法研究所は、社会主義的法治国家にかんする最初の研究書の出版事業を終える運びになっています。

私は、以下、社会主義的法治国家にとって必要と考えられる主要な要素をあげておきたいとおもいます。念のために申し添えますが、これは私の考えでありまして、学者の中にはさまざまなアプローチが存在しますし、他の学者が必要と考える要素と必ずしも一致しません。

法律の最高性

第一の要素は、法律の最高性ということです。

確かにわれわれは以前から、「法律」は最も重要な法的文書であるといってきました。しかし、それは現実には言葉の上でのことに留まっておりました。ソ連の現実の生活の中で主要な役割を果たしてきたのは、法律ではなく、省庁によって制定されるさまざまな下位法令でありました。特異な慣行が存在しておりました。なんらかの法律が制定されると、政府機関や企業、施設等は、当該の大臣の特別の命令が制定され、そこに当の法律の条文が引用されているのを見てはじめて、その法律を執行するようになるという慣行です。このような大臣の命令が公布されない間は、当の法律は効力をもたないと考えられていたのです。しかも、大臣が管轄下の国家機関にあれこれの法律をそのまま周知せしめるということが行われていたとすればまだしもですが、実は大臣は法律をそのまま周知せしめるということが行われていたとすればまだしもですが、実は、大臣は法律を訂正し、変更し、「改善」することを自分の義務であり権限であると考えて命令を制定していたというのが実状なのです。もし時間が許すならば、私はここで閣僚会議決定や個々の大臣の命令がいかに法律の内容を変更してきたかについて何十もの実例を挙げる事ができます。

以上の意味で、私は、法律、すなわち最高権力機関（ソ連邦

人民代議員大会、ソ連邦最高ソビエトが採択した法律のみが国内で最高のレベルに立つ唯一の法的文書にならないなければならないことを、社会主義的法治国家の第一の要素としてまず強調したいのです。

権力分立

第二は、諸権力の分立という要素です。もとより、ここで諸権力の分立という場合に念頭においていますのは、なんらかの階級ないし全体としての人民の力という意味での単数で表現される権力のものではありません。階級や人民の権力は分割することはできません。ここで問題にしようとしているのは、権力の機能ないし義務を相異なる国家諸機関の間で分割することです。

この問題自体は、二つの側面をもっています。その一つは、権力の諸機能を党と国家の間で分割すること、もう一つは、国家権力を国家諸機関の間で分割することです。第一の側面が現在のところ、主要な問題になっています。わが国では、共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議が共同決定を採択するということが、久しく伝統になってきました。共産党と国家は自らを区別することなく、一丸の強力な権力として行動していたことになりました。法治国家においては、かよ

うなことはありえませんが、あつてはならないのです。この点については、後ほど特に言及したいと思います。

問題の二番目の側面は、立法権力、執行権力および司法権力の間で権力の諸機能を分割するという問題です。わが国では従来、これら三つの権力機能の想像を絶するまでの混合が許容されてきました。例えば、執行権力である閣僚会議は、本来立法権力の権限に属するような最も重要な諸問題の決定を引き受けてきました。同時に、執行権力の権限に属するような最も重要な諸問題の決定を引き受けてきました。同時に、執行権力と党権力は、際限なく司法権力に介入してきました。一つだけ、その例をあげておきましょう。

わが国の刑事訴訟法によれば、被疑者は公判に至るまでの期間拘留^{留置}されるわけですが、その期間は九カ月以下に限定されています。九カ月という期間は、きわめて重大な犯罪の取り調べを想定したものです。しかも九カ月の拘留を許可するのは検事総長にかざられています。こうした規定からすれば、九カ月の期限が経過した場合、被疑者は拘留を解かれるのが当然だと考えられます。しかし、事実はそうではありませんでした。九カ月経過したとき、しばしば検事総長はなんらの法律上の根拠もなしに、ソ連邦最高ソビエト幹部会に拘留期間延長の申請をしたのです。最高ソビエト幹部会は、こ

れもまたいっさいの法律上の根拠なしに、拘留期間を無期限に延長してきました。この場合、立法権力（最高ソビエト幹部会）が司法権力に介入するという事態が生ずることになります。こうしたことが、繰り返しますが、何らの法律上の根拠なしに行われてきたのです。法治国家においては、このようなことは決してあってはなりません。この問題については、現在事態を転換するための法案が準備されています。

市民にたいする国家の義務

法治国家の第三の要素と私が考えるのは、市民にたいする国家の義務であります。わが国では、法律学においても文学的な作品の中でも、市民は法律を守らなければならない、市民は国家にたいして義務を果さなければならない、ということが論じられてきました。そういったときに、われわれは、「法律にたいして従順な市民」を求めてきたのです。しかしわれわれは、「法律に従順な国家」というものを考えたことがなかったのです。つまり、われわれは、国家も市民と同様に、法律を守らなければならないと考えていなかったのです。そういうことは口にしてはならないと思ってきましたし、国家とは他のなにものにも従属しないようなものだと考えてきたのです。

国家が市民にたいして何か義務を負うというような法案が正式の法律になるためには、きわめて長い時間がかかりました。例えば、現行の一九七七年憲法（第五八条二項）は、市民が公務員の違法行為を裁判所に提訴する権利をはじめて認めました。この憲法の規定は、同時に、この制度についてしかるべき法律、つまり公務員の違法行為を裁判所に提訴する手続きを定めた法律を制定することを約束していました。しかし、この法律の成立には実に一〇年の歳月を要したのです。

この行政訴訟法が成立したのは、一九七八年のことであります。しかも、実際に成立した法律は不出来なものであったのです。それがいかに不出来であったかは、今年（一九八九年）、一カ月程前に別の新しい法律が制定されたことからご推測頂けると思います。

世界中どこでも、市民が違法に逮捕・拘留され、不当な判決を受け、のちに改めて無罪判決を得た場合には、市民は国家から財産的な補償をうける権利をもつ、という制度が存在しています。一九六一年に成立した連邦法である民事基本法（ソ連邦と連邦構成共和国の民事立法の基本原則は、違法に拘留され、不当な判決を受けた者への損害賠償について独立の法律を制定すべきことを規定していました（第八九条二項）。この法律が成立したのは一九八一年で、二〇年もの時間が必

要とされたのです。この場合も成立した法律はきわめて不出來な法律でありました。これについても、現代大幅な改正の作業が続けられています。

私が以上のような実例をここで引合いに出したのは、わが国ではこれまで、すべて市民の権利に係わることはかつて第二義的なもの、特別の重要性をもたないものと見なされてきたという事実を例証しなかったからです。私は、実はこれら二つの法案の作成に参加してきたものです。不満足ながらもこれらの法律をとにかくも成立させるために、どれほどの苦勞が必要であつたか、ご想像頂けたらと思います。

市民の権利とその保障

社会主義的法治国家の第四の要素として次にあげておきたいのは、市民の広範な権利とその現実的な保障です。

憲法には、そうしようと思えば、市民の権利の大きなカテゴリーを上げることができます。現に、一九三六年のいわゆるスターリン憲法は、市民のまことに多くの権利をうたつておりました。しかし、これらの権利は全くたんなる言葉、空っぽの宣言であつて、これらの権利を実現するためにの保障はありませんでした。もしわが国が置かれている実状をひとこととて表現するならば、ソ連は「慢性的^{ザ・クライティ}欠乏の国」であると

いつてよい、と私は考えています。わが国ではまったくすべてのモノが欠乏しています。商店に石鹼が売っていない、というのもここでいう「欠乏」の一端を示すものでしょう。もちろん最も深刻な欠乏は「石鹼の欠乏」や「食肉の欠乏」ではありません。最も深刻な欠乏は、まさに「人權保障の欠乏」なのです。いま新たな「議會」として活動する「最高ソビエト」を創設することによってやっと、われわれは初めて、権利を単に宣言するだけでなく、こうした市民の権利の実現方法を明示した法律を制定することができるようになりました。これらの法律については、これから触れていきたいと思いますが、その前に第五の要素を挙げておきましょう。

権利の保障者としての裁判所

さて法治国家の第五の要素を、私は、個人の権利の最も重要な保障者としての裁判所、という点に求めます。今日のソ連の裁判所は、本当の意味での権力を有する国家機関とはいえません。裁判所は、あらゆる者が圧力をかけることのできるごく普通の機関に過ぎないというのが現実なのです。党の専従職員、地方ソビエトの職員、検察局の職員、内務機関の職員、国家保安委員会(KGB)の職員、これらすべての者が事実上、裁判に圧力をかけることができますが、裁判所自身

は、そうした圧力をはねのけることができないでいます。

市民の権利の新しい局面

ここで市民の権利の問題に戻ります。これまでわが国のあらゆる法律には、憲法も同様であり、法学文献を見てもそうですが、例示的にいえば、「憲法は、ソビエト国家、社会そして市民を保護する」というような表現がよくみられました。現在では、「ゴルバチョフのいう」「新しい思考」に従って、こうした命題を完全に書き換えなければならないと思います。例えば「憲法あるいは裁判所は、まず市民を、ついで社会を、しかる後に国家を保護する」というように、保護すべき対象の順序を完全に入れ換えて書き直さなければならないということです。私は、こうした意味での個人の権利の保護の優位性という点に法治国家の主要な理念、主要な意義があると考えるのです。

ご存じのように、ソ連は一九七五年にヘルシンキ全欧安保会議の議定書に調印しました。この文書には全ヨーロッパ諸国のほか、アメリカ合衆国とカナダが調印しています。この議定書はいくつかの部分に分かれています。なかでも重要なのは、外交専門家がふつう「第三のバスケツト（籠）」と呼んでいる部分で、これは人間の権利の保護という問題にあて

られています。私は率直に言っておきたいと思いますが、わが国の指導者はこの議定書に調印しながらも、恥ずかしいことですが、この「第三のバスケツト」つまり人権保障についての取り決めを実行しようとはしなかったのです。ヘルシンキ議定書の人権部分にかなする限り、われわれはまったくサボタージュを決め込んでいたわけです。われわれは自国民をも、またヘルシンキ議定書に調印した諸外国をも欺いていたことになりました。

「新しい思考」と個人の権利

ペレストロイカはわれわれに、「新しい思考」をもたらしました。「新しい思考」については、昨一九八八年ゴルバチョフが国連の演壇から詳しく説明しています。^{（註五）}この「新しい思考」は、階級闘争をずっと後景に退け、全人類の利害、すべての世界人民の利害を前面に押し出す考え方です。われわれは社会主義と資本主義との間のイデオロギー上その他の闘争をいま後景に退け、諸国人民の努力を平和の維持、原水爆と環境汚染からの（人類の）生き残り、われわれの子孫の保護を目指さなければなりません。このことと関連してきわめて重要な意義をもってくるのが、人間的な結びつき、人類全体に共通の善や正義、人間性、誠実さ、道徳性など、まさに全人

類的な価値であります。こうした新しい状況の下で、この一九八九年の一月にわが国は、ウィーン会議の最終文書に調印しました。この文書には一九七五年にヘルシンキ議定書に調印した諸国がこぞって調印しています。今回のソ連の調印は、おそらく初めて国際的文書への偽りのない署名になるであろうと私は思います。この署名は形式を整えるためにこれに調印したのではなく、最終文書のすべての指示を実際に実行すため調印したのです。わが国はウィーン最終文書が義務づけているすべてのことを実行するでしょう。

現在ソ連では、このことも関連して、市民の権利の保障にかんする一連の重要な法案が準備されています。良心の自由、出版法、結社法などがその例です。ここで、そのすべてに言及することはできませんが、例示的に二三の問題を取り上げてみましょう。例えば、ソ連では現在、グラスノスチ（公開性）の展開とも絡んで、出版の自由、情報再生産の権利が切実な問題になっていきます。私は日本に来て、文書のコピーがどこでもごく簡単にできること、パーソナル・コピー機も広く普及していることを知り、わが国の実状との違いに改めて驚きました。われわれの研究所一つをとって見ても、そこには一台の複写機しかなく、実際に文書のコピーをとるときには、何人もの管理者のサインをもらって歩かなければなら

ないのです。この一例を見ても、わが国ではいかに出版、情報再生産の自由が制限されているか、お分かりになると思います。もう一つ、結社にかんする法案について簡単に状況をお話します。問題になっているのは、社会におけるさまざまな結社、なによりもまず政党の地位です。ごく最近、最高ソビエトで、この（一九八九年）十二月二日に招集されている第二回人民代議員大会の議題として共産党のいわゆる「指導的役割」にかんする憲法条項の問題をとりあげるか否かという案件が審議されました。結果は、この問題を人民代議員大会の議題とすべきであるという積極案がたつたの三票差で破れたということです。ちなみに、私個人のこの点での見解ははっきりしています。私は、まだ人民代議員大会の選挙が始まる前、昨一九八八年九月に中央テレビの放送を通じて見解を表明しました。現在行われている「意見の多元主義」は政治的多元主義がなければ本物にならない、そして政治的多元主義は杜党的多元主義（複数政党制）が存在しなければ意味がない、さらに複数存在する政党のうちどの政党も他の政党より多くの権利を有し、「指導的」であってはならない、——これが私の立場です。

むすび——改革成功の鍵

そろそろ時間が迫って参りましたので、この辺で今日のお話を締めくくりたいとおもいます。

最後に申し上げたいのは、ペレストロイカは政治改革と経済改革とを結合しているということです。われわれは以前から経済的な改革を繰り返してきました。ブレジネフ時代、とりわけコスイギン首相の時代（一九六五、六九年）には改革の試みがありました。しかし、これらの試みは結局のところ成功しませんでした。成功するはずがなかったという方が正確でしょう。というのは、経済改革は同時に政治改革を伴わなければ成功するものではないからです。われわれはいま経済を変革しようとしていますが、それはわれわれがまさにソ連の政治システムを変革しているからです。こうした経済的な改革と政治的な改革の同時進行こそが、われわれが改革に成功するための主要で決定的な環をなしています。

ご静聴ありがとうございました。

〔訳注〕

（1） ロシア共和国刑法典第九七条によれば、被疑者取調べのための拘留期間は一般的には二カ月以内とされ、「事

件がとくに複雑」な場合には共和国検事により六ヶ月までの拘留が認められ、それ以上の拘留期間延長は「例外的な場合にのみ」三カ月（通算九カ月）までソ連邦検事総長によって認められるものとされている。

（2） 一九七七年ソ連邦憲法（現行）第五八条二項は、「市民の権利を侵害する公務員の行為で、法律に違反し、権限を越えてなされたものについては、法律の定める手続きによつて裁判所に提訴することができると規定していたが、憲法成立当時、この提訴手続きを定めた法律は存在していなかった。

（3） 行政訴訟法は、「市民の権利を侵害する公務員の不当な行為を裁判所に提訴する手続きについての法律」として一九八七年六月に成立したが、行政の合議機関の行為を提訴しうる行為の範囲から除外するなどきわめて問題の多いもので、成立当時からその不備が指摘されていた。この法律は同年一〇月に部分的に修正されたが問題点をなお残し、一九八九年十一月二日の「市民の権利を侵害する行政機関および公務員の不当な行為を裁判所に提訴する手続きについての法律」として全面改正された。しかし、これでも、司法手続きにたいする行政手続きによる不服申し立て前置主義が維持されるなど、改善の余地を大きく残している。

（4） 一九八一年五月一八日のソ連邦最高ソビエト幹部会令「国家机关、社会团体および公務員（役職者）の違法な行為により市民に与えられた損害の賠償について」と、この幹部会令によつて承認された「捜査機関、取調べ機関、検

事局および裁判所の違法な行為により市民に加えられた損害の賠償手続きについての規程」ソ連邦最高ソビエト公報、一九八一年、二一〇番、七五〇番を指す。この約半年後、民事基本第八九条自体も、新法の線に沿って改正された(ソ連邦最高ソビエト公報、一九八一年、四四号、一八四番)。サウィーツキー氏のいうこの法律の欠陥は、同法が、市民(被疑者ないし被告)が捜査・取調べおよび公判において「自白」(サモゴヴォール)によって真理の確立を助け、もって捜査機関・取調べ機関・裁判所の違法な行為を助長したと見なされるとき、損害賠償を得られないとしている点にあるものと推測される。

(5) ゴルバチョフ書記長の国連演説、『世界政治』一九八九年一月上旬号参照。

〔解題〕

以上のテキストは、早稲田大学比較法研究所の主催で一九八九年二月一日に行われた公開講演会でのサウィーツキー氏の講演を、録音テープから起こして、当日講演の通訳にあたった大江泰一郎(静岡大学、比較法・ソビエト法)が改めて翻訳し、若干の訳注を付したものである。中見出しは、便宜上、訳者が挿入したものである。

ヴァレリー・ミハイロウィッチ・サウィーツキー氏は、一九三〇年生まれ、モスクワ法科大学卒業、現在はソ連邦科学アカデミー国家法研究所教授で、研究所内では法理論・法史・適法性セクションの部長を務めている。専門は、刑事訴訟法、裁判法。ソ連邦最高裁・検事局・司法省・内

務省・国家保安委員会の代表者からなる合同学術委員会のメンバーとさいてさまざまな法案作成にも参加してきた。改革派知識人としても、新聞雑誌やテレビで人権保護・司法の独立という立場から、積極的な発言を続けている。今回は、日本学術振興会の招へい外国人研究者として来日し、早稲田大学以外でも、名古屋大学、ソビエト研究所等各地で講演を行った。

なお、サウィーツキー氏の著作のうち、邦訳されているものとして、稲子恒夫訳「ソ連における人権の保護と裁判所」(『ソビエト研究』第三号(一九九〇年)所収)がある。本講演のテーマとも密接に関連する内容をもつ論文なので、合わせてご参照頂ければ幸いである。